



### 新型コロナウイルスへの対応について

- ・ご来場につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況や、ご自身の健康状態をご考慮の上、ご検討ください。なお、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方は、インターネット又は郵送による議決権行使も含めて、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・体調不良と見受けられる株主の方には、ご入場をお断り、またはご退場をお願いする場合がございます。
- ・株主総会にご来場の株主様への**お土産は廃止**させていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 第 66 回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時開会（受付開始 午前9時）

場 所

ヤオコーサポートセンター（本社）

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

株式会社 ヤオコー

証券コード：8279

証券コード 8279  
2023年6月9日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月3日)

株 主 各 位

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1  
株式会社 **ヤオコー**  
代表取締役社長 川 野 澄 人

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第66回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yaoko-net.com/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に「ヤオコー」または証券コードに「8279」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時開会  
（受付開始 午前9時）

2. 場 所 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1  
ヤオコーサポートセンター（本社）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

### 4. その他本招集ご通知に関する事項

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当書面は法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## ▶ 議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

### インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>  
(毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)

パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。  
なお、詳細につきましては次頁をご参照ください。

行使期限 2023年6月26日（月）午後6時まで

### 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2023年6月26日（月）午後6時到着分まで

### 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月27日（火）午前10時

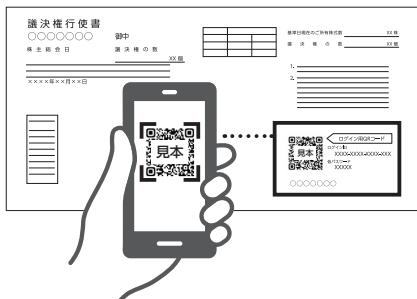
議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使方法のご案内

### QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

3. 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。

4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ▶ ログイン・議決権の行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を入力・ログインし、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要があります。また、株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更を行っていただきますので、ご了承ください。

- (注) 1. インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバをご利用の場合など、株主さまのインターネットご利用環境によっては、パソコンによる議決権行使ができない場合がございますので、ご了承ください。
2. 議決権行使サイトの保守・点検のため、午前2時から午前5時までは議決権行使サイトに接続いただくことができません。予めご了承ください。
3. パスワードを失念された場合又は連続して間違えてご利用できなくなった場合は、所定のお手続きが必要となりますので、下記のヘルプデスクまでお問い合わせください。

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使における携帯電話・パソコンの操作等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

パスワード初期化に関する届出書送付先

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

## ▶ 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当の維持および適正な利益還元とともに、今後の経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開を図るための内部留保の確保などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第66期期末配当につきましては、1株につき45円00銭とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき40円00銭お支払いいたしておりますので、期を通じまして1株につき85円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金45円00銭

総額 1,781,741,475円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 10,900,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 10,900,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 かわ の ゆき お 川 野 幸 夫	代表取締役会長	14回／14回
2	再任 かわ の すみ と 川 野 澄 人	代表取締役社長	14回／14回
3	再任 かみ いけ まさ のぶ 上 池 昌 伸	専務取締役 管理本部長兼開発本部管掌	14回／14回
4	再任 いし づか たか のり 石 塚 孝 則	常務取締役 営業統括本部長	14回／14回
5	再任 こ ざわ みつ お 小 澤 三 夫	取締役 生鮮部長兼商品管掌	14回／14回
6	再任 や ぎはし ひろ あき 八木橋 博 亮	取締役 開発本部長兼開発統括部長	14回／14回
7	再任 くる かわ しげ ゆき 黒 川 重 幸	社外 独立 社外取締役	14回／14回
8	再任 さい とう あさ こ 斉 藤 麻 子	社外 独立 社外取締役	12回／14回
9	再任 くず はら たか し 葛 原 孝 司	社外 独立 社外取締役	10回／10回

1

かわの ゆきお  
川野 幸夫

再任

生年月日	1942年4月25日	所有する当社株式数	723,202株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1969年1月 (有)八百幸商店入社 営業部長 1974年3月 (有)八百幸商店を改組し、(株)ヤオコー設立 取締役 1974年10月 当社専務取締役 1981年5月 当社代表取締役 1985年1月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社代表取締役会長（現任） <b>■重要な兼職の状況</b> (公財) 川野小児医学奨学財団理事長 (一社) 日本スーパーマーケット協会会長		
選任理由	同氏は、長年にわたって経営に参画し、当社経営全般ならびに流通業界全般に関する幅広い知見を有しているとともに、代表取締役会長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

2

かわの すみと  
川野 澄人

再任

生年月日	1975年10月27日	所有する当社株式数	751,072株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年4月 当社入社 2009年1月 当社グロッサリー部長 2009年6月 当社取締役グロッサリー部長 2009年12月 当社取締役経営改革推進本部副本部長兼グロッサリー部長 2011年3月 当社取締役経営改革推進本部副本部長兼営業統括本部副本部長 2011年6月 当社常務取締役経営改革推進本部副本部長 兼営業統括本部副本部長 2012年2月 当社代表取締役副社長 2013年4月 当社代表取締役社長（現任） <b>■重要な兼職の状況</b> (株)エイヴイ代表取締役 (株)フォーコット代表取締役 (公財) ヤオコー子ども支援財団理事長		
選任理由	同氏は、当社において商品部門、営業部門等での業務経験を経て、代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

3

かみいけ まさのぶ  
上池 昌伸

再任

生年月日	1964年5月5日	所有する当社株式数	5,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2005年1月 当社入社 2008年4月 当社開発本部長兼開発統括部長 2008年6月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長 2013年4月 当社取締役経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 2013年6月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 2019年3月 当社常務取締役経営管理本部長兼人事総務本部長兼開発本部管掌 2020年3月 当社常務取締役管理本部長兼開発本部管掌 2022年3月 当社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌（現任）		
選任理由	同氏は、当社において開発部門、経営管理部門等での業務経験を有しており、専務取締役として経営の重要事項の決定および主に経営企画、財務、人事、総務、開発部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

4

いしづか たかのり  
石塚 孝則

再任

生年月日	1973年11月5日	所有する当社株式数	2,164株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1996年4月 当社入社 2012年2月 当社営業統括室長兼商品開発担当部長 2012年10月 当社営業統括室長兼商品開発担当部長兼業務推進担当部長 2013年2月 当社営業統括室長兼業務推進担当部長 2015年4月 当社デリカ事業部長 2015年6月 当社取締役デリカ事業部長 2020年3月 当社取締役販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 2021年3月 当社取締役営業統括本部副本部長兼販売第一部長兼販売第二部長 2021年10月 当社取締役営業統括本部副本部長兼販売第一部長兼販売第二部長兼情報システム管掌 2022年3月 当社常務取締役営業統括本部長（現任）		
選任理由	同氏は、当社において営業部門、商品部門等での業務経験を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定および営業部門全般における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

5

こざわ みつお  
小澤 三夫

再任

生年月日	1964年4月16日	所有する当社株式数	6,800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1989年9月 当社入社 2010年3月 当社ミールソリューション部長 2011年3月 当社販売部長 2012年6月 当社取締役販売部長 2017年2月 当社取締役営業企画部長兼商品戦略部長 2019年3月 当社取締役営業企画部長兼商品戦略部長兼クッキングサポート担当部長 2020年3月 当社取締役営業企画部長兼クッキングサポート担当部長 2022年3月 当社取締役生鮮部長兼商品管掌（現任）		
選任理由	同氏は、当社において販売部門、営業企画部門等での業務経験を有しており、取締役として経営の重要事項の決定および主に商品部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

6

やぎはし ひろあき  
八木橋 博亮

再任

生年月日	1965年12月6日	所有する当社株式数	500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2008年10月 当社入社 2012年2月 当社店舗企画部長 2016年3月 当社開発本部長 2017年6月 当社取締役開発本部長 2018年3月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長兼出店戦略担当部長 2018年11月 当社取締役開発本部長 2019年3月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長兼出店戦略担当部長 2020年3月 当社取締役開発本部長兼開発統括部長（現任）		
選任理由	同氏は、当社において店舗設計部門、店舗開発部門等での業務経験を有しており、取締役として経営の重要事項の決定および主に店舗開発部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

7

くろかわ しげゆき  
黒川 重幸

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1955年4月16日	所有する当社株式数	700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年4月 野村證券(株)入社 2008年10月 同社常務執行役員フィナンシャル・マネジメント本部担当 2009年4月 野村不動産(株)取締役兼常務執行役員法人カンパニー法人営業担当 2013年4月 同社取締役兼専務執行役員法人営業本部長 2014年4月 同社代表取締役兼専務執行役員法人営業本部長 2015年4月 同社顧問 2015年6月 当社取締役(現任) 2015年7月 エスケイホールディングス(株)代表取締役(現任) 2015年7月 インクリース・プランニング(株)代表取締役 2016年7月 (株)P R E S I 社外取締役 2016年9月 ゴーフオーイット(株)代表取締役(現任) 2017年7月 (株)P R E S I - X 社外取締役 2017年7月 (株)P R E S I 建設社外取締役 ■重要な兼職の状況 エスケイホールディングス(株)代表取締役 ゴーフオーイット(株)代表取締役		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、金融及び不動産業界における経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

8

さいとう あさこ  
斉藤 麻子

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1968年1月21日	所有する当社株式数	400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年4月 メルセデス・ベンツ日本(株)入社 1997年9月 (株)ポストン コンサルティング グループ入社 2000年3月 ルイ・ヴィトン ジャパン(株)入社 2002年6月 (株)セリュックス COO(最高執行責任者) 2008年10月 (株)ドラマティック代表取締役社長 2015年6月 当社取締役(現任) 2015年8月 (株)コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月 ワタベウェディング(株)社外取締役 2019年3月 三菱鉛筆(株)社外取締役(現任) 2020年5月 (株)三陽商会社外取締役 2020年11月 (株)サーキュレーション社外取締役(現任) 2020年11月 (株)BLOOM代表取締役(現任) ■重要な兼職の状況 三菱鉛筆(株)社外取締役 (株)サーキュレーション社外取締役 (株)BLOOM代表取締役		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、マーケティング及びブランディングにおける経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

生年月日	1964年12月1日	所有する当社株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年4月 (株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社 2011年4月 同社執行役員 2012年10月 (株)リクルートホールディングス執行役員 2012年10月 (株)リクルート住まいカンパニー代表取締役社長 2013年4月 RGF Hongkong Ltd President 2018年4月 RGF International recruitment business Chairman 2018年4月 (株)リクルートジョブズ代表取締役社長 2018年4月 (株)リクルート執行役員 2020年4月 (株)リクルート顧問 2021年10月 ネットスマイル(株)社外取締役(現任) 2022年1月 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) <b>■重要な兼職の状況</b> ネットスマイル(株)社外取締役 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、(株)リクルートグループの企業経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者黒川重幸氏、斉藤麻子氏及び葛原孝司氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、当社は黒川重幸氏、斉藤麻子氏及び葛原孝司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は、黒川重幸氏、斉藤麻子氏及び葛原孝司氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 黒川重幸氏及び斉藤麻子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。また、葛原孝司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。

以上

【ご参考】

第2号議案が承認された場合の経営体制は次のとおりであります。

1. 主要な専門性と経験（スキルマトリックス）

氏名	当社 役員 在任 年数	経営管理					事業運営				
		企業経 営・経 営戦略・ M & A	人事・ 労務・ 人材開発	財務・ 会 計	サステ ナビリ テイ	ガバナ ンス・ 内部統 制・法務	小売業 経 験	商品開 発・MD	IT・ 物流	出店・ 店舗開発	イノベ ーション・ 新規事業
〈取締役〉											
川野 幸夫	49	○	○	○		○	○	○		○	○
川野 澄人	14	○	○	○		○	○	○			
上池 昌伸	15	○	○	○		○				○	○
石塚 孝則	8	○					○	○		○	○
小澤 三夫	11	○	○				○	○		○	
八木橋博亮	6	○								○	
黒川 重幸	8	○	○	○		○				○	
斉藤 麻子	8	○			○		○				○
葛原 孝司	1	○	○								○
〈執行役員〉											
神戸 達也	2							○	○		
松浦 伸一	1		○				○	○	○		
奈雲 春樹	1						○	○			○
岩崎 真洋	1						○	○			
後藤 晋介	1									○	

氏名	当社 役員 在任 年数	経営管理					事業運営				
		企業経営・経営戦略・M & A	人事・労務・人材開発	財務・会計	サステナビリティ	ガバナンス・内部統制・法務	小売業経験	商品開発・MD	IT・物流	出店・店舗開発	イノベーション・新規事業
〈監査役〉											
若林孝雄	7	○		○		○				○	○
佐藤幸夫	6	○	○			○					
橋本勝弘	3				○	○					
五十嵐毅	3		○	○							

(注) 執行役員は、当社執行役員としての在任年数です。

## 2. スキル判定方法

各人のもつスキルを、スキル項目毎に縦軸「知識・技能」と横軸「経験」を組み合わせた以下のマトリックス表に当てはめ、A～Eの領域であれば○と判定

		経験 →		
		～3年	～7年	7年以上
知識・技能 ↑	専門家レベル	<b>C</b>	<b>B</b>	<b>A</b>
	専門家と意見できるレベル	<b>F</b>	<b>E</b>	<b>D</b>
	一般レベル+アルファ	<b>I</b>	<b>H</b>	<b>G</b>

### 3. 備えるべきスキル

<b>経営管理</b> (上場企業運営に必要な項目)	企業経営・経営戦略・M&A	当社グループは関東圏に食品スーパーマーケットを営業している。「食」の分野は異業種の参入も激しく、競争は激化。持続的な成長を実現するには、小売・不動産開発・M&A分野でのマネジメント経験、経営実績を持つ取締役、執行役員が求められる。
	人事・労務・人材開発	「チェーンとしての個店経営」「全員参加の商売」を掲げる当社において、最も大切な資産は人である。従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境を作るために、人事・労務に加え、人材開発分野での十分な経験を持つ取締役、執行役員が必要である。
	財務・会計	健全な財務体質の維持をはかりつつ、企業価値の更なる向上を目指した投資を継続するには、財務・金融分野での十分な経験を持つ取締役、執行役員が必要である。また、正確な会計報告による市場、社会での信頼性維持のために、会計分野での経験をもつ取締役、執行役員が必要である。
	サステナビリティ	当社が目指す世界は「今も100年後もみんなが健康に毎日を楽しめる世界」である。今までの延長で次世代の財政負担が増え、食糧難・災害が増える希望の持てない世界にしないためにも、サステナビリティ分野に真摯に取り組む知識を持つ取締役、執行役員が必要である。
	ガバナンス・内部統制・法務	正しいガバナンス体制の構築は、企業価値の向上に寄与する。適切にリスク管理を行いながら、攻めもできる企業へと進化するために、コーポレートガバナンス・内部統制・法務に十分な知識と経験を持つ取締役、執行役員が求められる。
<b>事業運営</b> (当社の事業特性、課題に応じた項目)	小売業経験	「豊かで楽しい食生活の実現」を目指す当社の原動力は、商品開発力とその販売力である。美味しい商品を値ごろで豊富に品揃えし、選ぶ楽しさを感じられる売り場を作るために、商品知識だけではなく、製造知識も含めた小売業、商品開発・MDの豊富な経験を持つ取締役、執行役員が必要である。
	商品開発・MD	
	IT・物流	労働集約型産業である小売業は、今後の少子高齢化に労働人口減少への対応等様々な社会課題に対応するに当たり生産性向上が不可欠である。ITの活用による自動化・省力化に加え、配送から陳列までを計算した物流の進化が求められており、IT・物流に確かな知見と経験を持つ取締役、執行役員が求められる。
	出店・店舗開発	当社グループ目標として、関東に500店舗、売上高1兆円を掲げており、関東圏での店舗網構築が求められる。ディスカウント等を含めた各種フォーマットで関東圏でのドミナントを形成し、商圈シェアを確保するためにも出店・店舗開発に豊富な経験をもつ取締役、執行役員は必要である。
イノベーション・新規事業	全ての業界に共通だが、特に小売業は、変化適応業であり、お客さまのニーズの変化への適応が求められる。お客さまをしっかりと見つめる能力とともに、変化への対応力が経営に求められる。長期的な視点と潜在的なお客さまニーズを汲み取れる嗅覚を持った取締役、執行役員が求められる。	

## 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 全般的概況

当社グループは、「地域のすべての方々の食生活をより豊かに、より楽しく」を長期ビジョンとして掲げ、企業価値の創造と持続的な成長に向け取り組んでおります。消費者の価格ニーズが一層高まるなか、「消費の二極化」が加速することを想定して、グループ全体で価格対応を進めてまいります。

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大への警戒が続く中、感染防止対策と経済活動の両立を目指し、正常化に向けた動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢長期化の影響などによる原材料価格の上昇や円安の影響等により、先行き不透明な状況が継続しております。

食品スーパーマーケット業界においても、オンライン取引を含め、業界の垣根を越えた厳しい競争に加え、原材料や光熱費をはじめとした各種コストの高騰もあり、極めて厳しい状況が続いております。

こうした環境下、当社は「ミールソリューションの充実」と「価格コンシャスの強化」を基本方針とし、2年目を迎えた第10次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）のメインテーマである『「2割強い店づくり」の実現』に向け、「価格対応」、「個店の販売力強化」、「独自の商品開発・開拓」、「生産性の向上」の重点施策に取り組んでまいりました。

##### [商品・販売戦略]

商品面につきましては、当社の独自化・差別化につながる品揃えを実現するべく、ミールソリューションの充実に注力いたしました。主力商品の磨き込みと部門を越えた商品開発を進めております。

販売面につきましては、ヤングファミリー層の支持を固めるべく、EDLP（常時低価格施策）や「厳選100品」に加え、生鮮の頻度品などの価格政策と売場づくりに取り組みました。また、集客強化を図るべく、単品量販を推進する「日本一企画」、地方の特産品を品揃えする「産地フェア」や、十五夜などの「小さなキワ」を楽しむ顧客参加型企画を実施しました。

### [運営戦略]

生産性向上のために、自動化による業務改善やデジタルを活用したカイゼンに取り組んでおります。グロサリーにおけるAIによる需要予測に基づく自動発注システムは展開店舗拡大を進めたほか、フルセルフレジの導入を開始し、生産性向上に寄与しています。2月に新設した草加物流センター（埼玉県草加市）では、初となる自社WMS（倉庫管理システム）などを導入し、チルド商品の供給をスタートしました。

また、循環型社会に向けて廃棄削減、節電、リサイクル推進の取組みを進めており、エコセンターにおいては、当初想定以上の稼働が続いており、今後も活用拡大を図ってまいります。

### [育成戦略]

カイゼンと並行して、働き方に対する意識改革、労働環境を改善する取組みを継続しました。また、主体的に成長でき、働きがいにつながる制度・教育の再設計に向け、社員教育・研修体制の充実を図っております。前期に引き続き、サクセッションプランとして、幹部候補者育成を目的とした研修を計画的に実施しました。

更に、健康経営の推進を図り、従業員の「心」と「からだ」の健康づくりに向けて、健康診断項目の充実や運動機会の提供など具体的な施策に取り組んでおります。

### [出店・成長戦略]

新規出店として、5月に大宮櫛引店（埼玉県さいたま市）、7月に横浜磯子店（神奈川県横浜市）、9月に八王子鎌水店（東京都八王子市）、1月に加須店（埼玉県加須市）、2月にトナリエ宇都宮店（栃木県宇都宮市）、3月に草加松原店（埼玉県草加市）を開業いたしました。加えて、既存店の活性化策としまして、9店舗の大型改装を実施しております。

また、店舗を拠点とするヤオコーネットスーパーは18店舗で展開しており、今後も拡大の予定です。

当社グループは各々が独自の「強み」を磨くことを企図し、各社が独立運営を行っております。株式会社エイヴイでは、「圧倒的な低価格」と「徹底したローコスト運営」を基本方針とし、その具現化を図る施策や取組みを鋭意進めております。設立3期目を迎えた株式会社フーコットにおいては、「美味しいもの、圧倒的な品揃え、低価格とそれらを支えるローコストオペレーションの徹底追求」を経営方針とし、8月に開設した秩父店（埼玉県秩父市）を含めて現在3店舗を運営しております。

また、前連結会計年度において、資本・業務提携を行った株式会社せんだうとは、互いの強みを学びながら、具体的な取組みとして、一部デリカ商品の供給を始めております。

2023年3月31日現在の店舗数は、グループ全体で199店舗（ヤオコー183店舗、エイヴィ13店舗、フーコット3店舗）となっております。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は564,487百万円(前期比5.3%増)、営業利益は26,235百万円(同8.9%増)、経常利益は25,597百万円(同9.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は15,849百万円(同3.0%増) となりました。

(注) 「ミールソリューション」とは、お客さまの毎日の食事の献立の提案や料理のアドバイスなど食事に関する問題の解決のお手伝いをする事。

「価格コンシャス」とは、お客さまが買いやすい値段、値頃（ねごろ）を常に意識して価格設定を行うこと。

## ② 企業集団の売上高の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	前連結会計年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		当連結会計年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで		
		売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	前期比
			%		%	%
生 鮮 食 品		179,700	35.0	186,668	34.5	103.9
デ リ カ 食 品		65,253	12.7	72,013	13.3	110.4
加 工 食 品		142,698	27.8	148,692	27.4	104.2
日 配 食 品		106,651	20.8	114,025	21.0	106.9
住 居 関 連		19,725	3.8	20,424	3.8	103.6
合 計		514,029	100.0	541,824	100.0	105.4

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は22,977百万円でありました。主たる内訳は、新規出店及び既存店の改装に伴う建物及び土地の取得、店舗賃借のための差入保証金などであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、重要な資金調達はありませんでした。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第63期	2020年度 第64期	2021年度 第65期	2022年度 第66期 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	460,476	507,862	536,025	564,487
営業利益 (百万円)	19,882	22,458	24,081	26,235
経常利益 (百万円)	19,629	22,211	23,290	25,597
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	12,458	14,593	15,382	15,849
1株当たり当期純利益 (円)	320.85	375.81	396.08	407.99
総資産額 (百万円)	244,511	269,121	305,997	318,231
純資産額 (百万円)	104,037	116,625	128,828	141,613
1株当たり純資産額 (円)	2,679.23	3,003.15	3,317.02	3,644.95

- (注) 1 営業収益の金額は売上高と営業収入の合計額であります。  
 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第64期から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第63期について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第63期	2020年度 第64期	2021年度 第65期	2022年度 第66期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	401,358	442,126	467,838	487,891
営業利益 (百万円)	17,754	19,719	21,753	22,837
経常利益 (百万円)	17,829	19,791	21,451	22,415
当期純利益 (百万円)	11,574	13,315	13,937	14,291
1株当たり当期純利益 (円)	298.06	342.90	358.88	367.89
総資産額 (百万円)	230,824	254,815	290,367	301,647
純資産額 (百万円)	102,793	113,515	123,961	135,026
1株当たり純資産額 (円)	2,647.18	2,923.05	3,191.70	3,475.41

- (注) 1 営業収益の金額は売上高と営業収入の合計額であります。  
 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第64期から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第63期について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

## (5) 対処すべき課題

国内経済は新型コロナウイルス感染症への対応見直しによる経済活動の正常化が見込まれる一方、地政学リスクに伴う物価上昇、原材料高騰や人手不足の深刻化など、不透明な状況が継続しております。スーパーマーケット業界においては、賃金上昇による消費の活性化が期待されるものの、業態の垣根を越えた競争の激化、物価上昇の影響により、厳しい経営環境が想定されます。

このような環境のなか、当社グループにおいては、「消費の二極化」の加速に対応すべく、グループ全体で「ミールソリューションの充実」と「価格コンシャスの強化」を続け、お客さまの満足度向上に注力してまいります。第10次中期経営計画の2年目に当たる当連結会計年度は、節約志向に対応した価格強化やライフスタイルの変化に対応したデリカ需要の獲得などもあり、業績は堅調に推移いたしました。

次期は、第10次中期経営計画の最終年度として、引き続き以下重点施策に対する取組みを実施していきます。

### ①価格対応

- ・ 子育て世代の支持するカテゴリー・商品強化
- ・ E D L Pとチラシ政策のエリア対応

### ②個店の販売力強化

- ・ 地区担当部長の経営力、店長の店舗運営力向上
- ・ 全員参加の商売で単品販売力10倍
- ・ お客さま目線での魅力ある売場づくり

### ③独自の商品開発・開拓

- ・ 生鮮の強化、圧倒的な支持につながる商品開発・開拓
- ・ デリカ・生鮮センターの更なる活用とS P Aへの踏み込み
- ・ グロッサリーにおける独自商品開発

### ④生産性の向上

- ・ E D L Pを活かした、自動発注システム導入の効果最大化
- ・ 熊谷デリカ・生鮮センター（P C機能）の活用
- ・ サポートセンター（本社）のスリム化、物流効率化

## (6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、生鮮食品を中心に一般食品・日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を行っております。

## (7) 主要な営業所及び工場

(2023年3月31日現在)

会社名	区分	所在地
当社	サポートセンター (本社)	埼玉県川越市
	店舗	埼玉県、千葉県、群馬県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県 (合計183店舗)
	物流センター	埼玉県狭山市、埼玉県熊谷市、埼玉県草加市、千葉県船橋市、群馬県伊勢崎市、神奈川県横浜市
	デリカ・生鮮センター	埼玉県東松山市、埼玉県熊谷市
	研修センター	埼玉県川越市、千葉県八千代市
(連結対象子会社) 株式会社エイヴイ	本社	神奈川県横須賀市
	店舗	神奈川県、東京都 (合計13店舗)
	精肉プロセスセンター	神奈川県横須賀市
	鮮魚プロセスセンター	神奈川県横須賀市
(連結対象子会社) 株式会社フーコット	本社	埼玉県比企郡小川町
	生鮮センター	埼玉県比企郡小川町
	店舗	埼玉県、東京都 (合計3店舗)

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

(2023年3月31日現在)

従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
4,174	152増

(注) 上記の他、パートナー社員(パートタイマー)及びアルバイト社員の期中平均雇用人員は13,118名(1日8時間換算)であります。

### ② 当社の従業員の状況

(2023年3月31日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	3,103	92増	41.1	12.1
女性	853	44増	33.3	8.6
合計又は平均	3,956	136増	39.4	11.3

(注) 上記の他、パートナー社員(パートタイマー)及びアルバイト社員の期中平均雇用人員は12,554名(1日8時間換算)であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エイヴィ	400	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株式会社フーコット	400	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 主要な借入先及び借入額

(2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社武蔵野銀行	13,658
株式会社三井住友銀行	13,441
農林中央金庫	11,308
株式会社埼玉りそな銀行	9,000

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,634,000株  
 (2) 発行済株式の総数 40,013,722株（自己株式419,467株を含む）  
 (3) 株主数 9,643名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 川 野 商 事	7,679	19.40
株 式 会 社 川 野 パ ー ト ナ ー ズ	4,192	10.59
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託)	2,892	7.30
公 益 財 団 法 人 川 野 小 児 医 学 奨 学 財 団	1,900	4.80
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	1,292	3.26
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,292	3.26
ヤ オ コ ー 従 業 員 持 株 会	1,006	2.54
川 野 清 巳	852	2.15
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	835	2.11
川 野 光 世	767	1.94

(注) 持株比率は自己株式（419,467株）を控除して計算しております。  
 自己株式には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カ  
 ストディ銀行が保有する当社株式742,367株は含まれておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数 (名)
取締役（社外取締役を除く。）	8,336	1

## (6) その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆さまと共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員に対して当社株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する制度であります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は3,953百万円、株式数は673,100株であります。

(取締役向け株式報酬制度)

当社は、2016年6月21日開催の第59回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度は、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。取締役に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は369百万円、株式数は69,267株であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当期末に当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### (2) 当期に当社従業員等に交付した新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2023年3月31日現在）

当社は、2019年6月4日付の取締役会決議に基づき、2019年6月20日付で額面総額15,000百万円のユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

本新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、以下のとおりであります。

名称	2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
発行日	2019年6月20日
新株予約権の数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 2,489,130株 (本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数)
転換価額	6,026.2円
新株予約権の行使期間	2019年7月4日～2024年6月6日（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできない。 ②2024年3月20日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最終20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から当該四半期の末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高	15,017百万円

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川野 幸夫	公益財団法人川野小児医学奨学財団理事長 一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
代表取締役社長	川野 澄人	株式会社エイヴイ代表取締役 株式会社フーコット代表取締役 公益財団法人ヤオコー子ども支援財団理事長
専務取締役	上池 昌伸	管理本部長兼開発本部管掌
常務取締役	石塚 孝則	営業統括本部長
取締役	小澤 三夫	生鮮部長兼商品管掌
取締役	八木橋 博亮	開発本部長兼開発統括部長
取締役	黒川 重幸	エスケイホールディングス株式会社代表取締役 ゴーフォーイット株式会社代表取締役
取締役	斉藤 麻子	三菱鉛筆株式会社社外取締役 株式会社三陽商会社外取締役 株式会社サーキュレーション社外取締役 株式会社BLOOM代表取締役
取締役	葛原 孝司	ネットスマイル株式会社社外取締役 株式会社パック・エックスホールディングス社外取締役
常勤監査役	若林 孝雄	
監査役	佐藤 幸夫	
監査役	橋本 勝弘	
監査役	五十嵐 毅	

- (注) 1 黒川重幸氏、斉藤麻子氏、葛原孝司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2 佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏、五十嵐毅氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3 監査役五十嵐毅氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4 当社は、取締役黒川重幸氏、斉藤麻子氏、葛原孝司氏、監査役佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏、五十嵐毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

### ① 就任

葛原孝司氏は2022年6月21日開催の第65回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しました。

### ② 退任

小林正雄氏は2022年6月21日開催の第65回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期の業績 連動報酬 (賞与)	中長期の業績 連動報酬 (株式報酬)	
取締役	243	164	48	29	10
(うち 社外取締役)	(21)	(21)	(-)	(-)	(3)
監査役	29	29	-	-	4
(うち 社外監査役)	(16)	(16)	(-)	(-)	(3)

(注) 中長期の業績連動報酬 (株式報酬) は、非金銭報酬等であります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第55回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

株式報酬につきましては、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月21日開催の第59回定時株主総会において、拠出金額の限度を5年間で350百万円とし、5年間の制度満了時は取締役会の決定により制度の延長及びその場合の年間拠出限度額は70百万円とすることができ旨決議しておりました。当該定時株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は9名です。なお、2021年7月12日の取締役会において制度の5年間の延長を決定しております。

当社監査役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第55回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2021年3月8日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ 決定方針の内容の概要等

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の役位及び職務の内容を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬（以下、「固定報酬」といいます。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

当社の固定報酬は月例の固定金銭報酬としております。また、役位及び職務の内容に応じた業績の評価、経営成績、在任年数、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものといたします。

業績連動報酬は、短期の業績に連動する報酬（賞与）と中長期の業績に連動する報酬（株式報酬）で構成してしております。

短期の業績に連動する報酬は金銭報酬（賞与）とし、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いを一つの目安として算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる経営指標は、売上高経常利益率4%以上の達成としておりますが、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しをいたします。なお、当該指標を選択した理由は、当社の目標とする経営指標を達成することについて、役員として責任を明確にすることにあります。また、当事業年度における売上高経常利益率の実績は4.8%であり、目標とする売上高経常利益率4%以上を達成してしております。

中長期の業績に連動する報酬は非金銭報酬等（株式報酬）とし、株式交付規程で各取締役の職務の責任の大きさに応じて定める役位別基準に従って毎月付与されるポイント数に応じ、当社株式が交付されます。（株式の交付時期は原則として、退任時でありませぬ。）なお、中長期の業績連動報酬（株式報酬）に係る指標は、当社株式の株価となります。当該指標を選択した理由は、取締役が当社の株価上昇による利益を享受するとともに株価下落リスクを負担することにより、当社の株価について取締役として責任を明確にすることにあります。報酬の額の決定方法は、2016年6月21日開催の第59回定

時株主総会決議及び2021年7月12日開催の取締役会決議による拠出金額の限度内において、当社取締役会で定める株式交付規程に基づく役位別基準に従って付与されるポイント数に応じ、株式が交付され、結果として当社の株価と連動して報酬額が決定しております。

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬3割、業績連動報酬以外の報酬7割をおおよその目安としております。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の職務の内容に応じた業績の評価を踏まえた短期の業績に連動する報酬（賞与）の評価配分であります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をするものとしております。

なお、当事業年度においては、2022年6月21日開催の取締役会において、代表取締役社長川野澄人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適しているからであります。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定しております。

#### ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 取締役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役黒川重幸氏は、エスケイホールディングス株式会社、ゴーフォーイット株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社とエスケイホールディングス株式会社、ゴーフォーイット株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役斉藤麻子氏は、株式会社B L O O Mの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社B L O O Mとの間には特別な関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役斉藤麻子氏は、三菱鉛筆株式会社、株式会社三陽商会、株式会社サーキュレーションの社外取締役を兼務しております。なお、当社と三菱鉛筆株式会社、株式会社三陽商会、株式会社サーキュレーションとの間には特別な関係はありません。

取締役葛原孝司氏は、ネットスマイル株式会社、株式会社パック・エックスホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、当社とネットスマイル株式会社、株式会社パック・エックスホールディングスとの間には特別な関係はありません。

### ハ 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要
黒川重幸	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、主に金融及び不動産の専門的見地から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
斉藤麻子	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、主にマーケティング及びブランディングの専門的見地から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
葛原孝司	2022年6月就任後、当期開催の取締役会10回のうち全てに出席し、主に企業経営の観点から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

### 二 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役

- イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
佐 藤 幸 夫	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、主に危機管理の専門的見地から助言・提言を行っております。
橋 本 勝 弘	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、主に食品衛生の専門的見地から助言・提言を行っております。
五 十 嵐 毅	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、主に税理士の専門的見地から助言・提言を行っております。

- ニ 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適切性について検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更を必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項)

### 【内部統制に関する基本方針】

当社の内部統制は、創業精神を明文化したものとしての経営理念及び社是にその基本を置いております。即ち、当社の経営理念は「生活者の日常の消費生活をより豊かにすることによって、地域文化の向上・発展に寄与する」ということであります。一企業として単に儲かればよいという収益を追求することだけではなく、その事業をとおして、食生活を中心とした地域の生活者のより豊かな生活の実現、延いては地域文化の向上・発展に寄与せんとする高い志を持つと同時に、社是において「明朗なる人生こそ明朗なる店をつくる」と謳い、会社経営の基本に「明朗さ」を置き、嘘やごまかしのない正直な商売・透明で健全な経営を第一義としております。

以上を踏まえて、平成27年5月1日施行の会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」及び金融商品取引法で規定された「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する体制の整備」について、以下のとおり定めております。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び同第5号二）

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局としてコンプライアンス室を設置する。
- ② コンプライアンス委員会は、社長が主宰し、コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定とともに、コンプライアンスに関する諸規定・諸制度の制定・改廃・運用を行い、さらにはコンプライアンスに関する社内外の啓発・使用人の研修、その他コンプライアンスに関する重要事項を決定する。  
また、コンプライアンス委員会は、個人情報の保護・利用・管理及び公正取引の推進等について、適切な対応を図る。

- ③ コンプライアンス委員会において、ヤオコグループとして遵守すべき行動の規準・考え方を「ヤオコグループ行動基準」として制定し、教育・研修を行い、コンプライアンスの重要性について啓発するとともに、コンプライアンス関連の必要な情報・知識を提供し、コンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。
- ④ 環境問題(CO<sub>2</sub>排出量削減やプラスチック削減・リサイクル、食品ロス削減等)に対応するための組織として、社長が主宰する環境委員会を設置し、事務局はロジスティクス推進部が務める。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況を評価・改善する組織として、社長が主宰する内部統制委員会を設置し、事務局として内部統制室を設置する。  
また、「経理規程」その他の社内規程を整備し、会計基準その他関係諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保する。
- ⑥ 使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をとおしてコンプライアンス室にその旨報告する。
- ⑦ コンプライアンス違反または法令遵守上疑義ある行為等について、使用人がコンプライアンス室長に直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口をコンプライアンス室に設ける。
- ⑧ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実が報告された場合には、コンプライアンス室は報告された事実について調査を指揮・監督し、社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果について、関係取締役等に報告し、周知徹底を図る。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長する行為は行わない。  
また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連絡して対応する。
- ⑩ コンプライアンス委員会、環境委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）**

- ① 取締役会議事録等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成・保存・廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。
- ② 個人情報の管理等については、法令に基づくほか「個人情報管理規程」「個人番号及び特定個人情報管理規程」及び関連の社内ルール等に基づきその保護・利用・管理を適切に行う。

**(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び同第5号ロ）**

- ① 当社のリスク管理に関する事項を統括する組織として、社長が主宰するリスクマネジメント委員会を設置し、事務局はコンプライアンス室が務める。リスクマネジメント委員会は、当社を取り巻くリスクの特定、リスクの顕在化を防ぐための手続きや体制及びリスクが顕在化した場合の対応方針や体制の整備に関する重要事項を決定する。
- ② 具体的な危機管理の対応については、危機管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等に基づき、適切な対応を図る。
- ③ 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ リスクマネジメント委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

**(4) 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び同第5号ハ）**

- ① 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、経営及び各業務運営管理に関する重要執行方針を協議・決定する機関として、経営推進会議を設置し、原則として毎月1回開催する。経営推進会議は社長の諮問機関として、各取締役ははじめ本社各主管部門の責任者で構成され、「経営推進会議規程」に基づき、中長期の経営計画、各年度の予算・決算、資金調達、組織・制度及び店舗に関する事項等経営の重要事項について協議する。

- ② 業務の具体的な運営については、前号で決定した中期経営計画及び各年度予算等に基づき、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、各部門においては、それぞれ自部門の目標達成に向け具体策を立案する。
- ③ 経営推進会議には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

**(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号及び同イ）**

- ① 子会社管理の担当責任部署を置くとともに、「関係会社管理規程」を定め、同規程及び法令・会計原則・税法等に基づき子会社の状況に応じ適切な管理・支援・指導を行う。
- ② 当社社長及び子会社管理担当取締役は子会社の業務執行状況について、定期的に子会社より報告をさせる他、必要に応じ適宜説明を求めるとともに、グループ全体の経営効率向上ならびに親会社と子会社及び子会社相互間に発生する経営上の重要事項を合理的に解決する。
- ③ 監査部は、子会社の業務監査を随時実施し、業務全般にわたり適切な運営が行われているか監査し、その結果について、必要に応じ当社社長及び子会社管理担当取締役に報告する。
- ④ 監査役は、監査部と連携して、子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）**

監査役は職務遂行にあたり必要な場合は、監査部の所属員を補助者として起用することができる。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号及び同第3号）**

- ① 監査役職務補助者が当該補助職務を実施するにあたっての、当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。
- ② 監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

**(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、同イ及びロ）**

- ① 社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要に応じ出席するとともに、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。
- ④ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したときは、コンプライアンス室に報告し、コンプライアンス室長は直ちに監査役に報告する。

**(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第5号及び同第6号）**

- ① 当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンス室または監査役へ内部通報した場合、当該通報者に対し、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成を行うために、必要に応じて会社の費用で法律、会計の専門家を活用することができる。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）**

- ① 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- ② 監査役会は、社長及び他の業務執行責任者としての各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集・適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査部は、監査役と共同で監査を実施するなど密接な連携により、監査の適切な実施に協力する。
- ④ 監査役は、必要な場合には、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家と意思疎通を図るなど、円滑な監査活動を確保する。

## **(会社の業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項)**

運用状況の概要は、次のとおりであります。

### **(1) コンプライアンスに関する取組み**

当期は取締役会を14回開催し、重要事項につき審議、決定しました。

コンプライアンス委員会を2回開催し、グループ役職員に対し、個人情報を含む社有情報管理、公正取引の推進等、さらなるコンプライアンス体制の強化に向けた取組みについて報告しました。

また、当社は内部通報制度の運用を実施しており、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

### **(2) リスク管理に対する取組み**

リスクマネジメント委員会を2回開催し、全社的なリスクを抽出した上で抽出したリスクの評価を実施しました。

社内に社長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同本部の対策会議で対応を協議、実施してまいりました。

### **(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み**

経営推進会議を13回開催し、経営課題について協議・決定がなされ、迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めました。

### **(4) 監査役の監査の実効性を確保するための取組み**

監査役会は16回開催しました。

常勤監査役は、取締役会の他重要な会議への出席及び各部門長等への面談を通して得られた重要な情報について、他の監査役と共有を図り、必要に応じ意見を求めました。

また、監査役会は、監査部、内部統制室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行うなど、適正な監査の実効性の確保に努めました。なお、監査役会と社外取締役との意見交換を2回開催し、業務執行に係る課題等について認識を共有し、連携を深めるとともに、代表取締役との意見交換を実施いたしました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、安定配当の維持及び適正な利益還元を基本としております。内部留保金につきましては、店舗の新設及び改装等の設備投資や教育・システム投資などに活用し、業容の拡大と事業基盤の強化を通じて、株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

## ▶ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>76,625</b>	<b>流動負債</b>	<b>67,218</b>
現金及び預金	45,777	買掛金	35,293
売掛金	8,608	1年内返済予定の長期借入金	4,288
商品及び製品	9,660	リース債務	328
原材料及び貯蔵品	394	未払法人税等	4,625
その他	12,184	賞与引当金	2,887
<b>固定資産</b>	<b>241,595</b>	ポイント引当金	71
<b>有形固定資産</b>	<b>192,581</b>	その他	19,724
建物及び構築物	83,243	<b>固定負債</b>	<b>109,400</b>
車両運搬具	8	社債	15,017
工具、器具及び備品	18,469	長期借入金	68,478
土地	83,159	リース債務	5,114
リース資産	3,024	繰延税金負債	1,121
建設仮勘定	4,675	再評価に係る繰延税金負債	34
<b>無形固定資産</b>	<b>6,184</b>	役員退職慰労引当金	230
借地権	1,708	執行役員退職慰労引当金	26
リース資産	27	株式給付引当金	2,885
その他	4,449	役員株式給付引当金	189
<b>投資その他の資産</b>	<b>42,829</b>	退職給付に係る負債	4,209
投資有価証券	454	資産除去債務	5,834
長期貸付金	945	その他	6,257
退職給付に係る資産	339	<b>負債合計</b>	<b>176,618</b>
繰延税金資産	7,850	<b>(純資産の部)</b>	
差入保証金	22,475	<b>株主資本</b>	<b>144,255</b>
その他	10,764	資本金	4,199
<b>繰延資産</b>	<b>11</b>	資本剰余金	7,160
社債発行費	11	利益剰余金	137,713
<b>資産合計</b>	<b>318,231</b>	自己株式	△4,817
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,642</b>
		その他有価証券評価差額金	192
		土地再評価差額金	△2,939
		退職給付に係る調整累計額	103
		<b>純資産合計</b>	<b>141,613</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>318,231</b>

**連結損益計算書** (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		541,824
売上原価		405,790
<b>売上総利益</b>		<b>136,034</b>
営業収入		22,662
<b>営業総利益</b>		<b>158,696</b>
販売費及び一般管理費		132,461
<b>営業利益</b>		<b>26,235</b>
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	119	
持分法による投資利益	164	
補助金収入	14	
その他	58	357
営業外費用		
支払利息	959	
その他	35	995
<b>経常利益</b>		<b>25,597</b>
特別利益		
固定資産売却益	8	
賃貸借契約違約金収入	17	25
特別損失		
固定資産売却損	1,296	
固定資産除却損	84	
減損損失	739	
その他	23	2,143
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>23,479</b>
法人税、住民税及び事業税	7,940	
法人税等調整額	△309	7,630
<b>当期純利益</b>		<b>15,849</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>15,849</b>

**連結株主資本等変動計算書** (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,199	7,160	125,180	△4,888	131,652
当期変動額					
剰余金の配当			△3,316		△3,316
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,849		15,849
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				71	71
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	12,533	70	12,603
当期末残高	4,199	7,160	137,713	△4,817	144,255

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	171	△2,939	△55	△2,823	128,828
当期変動額					
剰余金の配当					△3,316
親会社株主に帰属する 当期純利益					15,849
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					71
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	21		159	180	180
当期変動額合計	21	－	159	180	12,784
当期末残高	192	△2,939	103	△2,642	141,613



無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒引当金は計上しておりません。

賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

ヤオコーカード会員に対し、商品の販売以外の理由により付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(イ)商品の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ)自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカード会員に対し、商品の販売に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(ハ)商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(ニ)自社発行電子マネーに係る収益認識

当社は、ヤオコー Pay（自社電子決済サービス）に係る電子マネーの残高を履行義務として識別し、電子マネーが使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ)繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、償還期間（5年間）にわたり定額法により償却しております。

(5) 会計上の見積り

固定資産の減損

①当連結会計年度計上額

有形固定資産等 198,766百万円

②会計上の見積りの内容に関する情報

店舗をはじめとする固定資産について、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損処理を行っております。「3 連結損益計算書に関する注記 減損損失」に記載のとおり、回収可能価額の評価にあたっては、将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。各店舗の収益成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っておりますが、店舗を取り巻く競争環境、個人消費の動向、都市開発計画等の予期せぬ変化が生じた場合には、新たに減損損失が発生する場合があります。

## 2 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	88,530百万円
(2) 担保資産の内容及びその金額	
建物	1,040百万円
土地	6,657百万円
投資有価証券	100百万円
差入保証金	250百万円
合計	8,048百万円
担保に係る債務の金額	
流動負債その他（商品券・自社電子マネー）	1,107百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	834百万円
合計	1,942百万円

- (3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。

### 再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,819百万円

### 3 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類及び減損金額	(百万円)
店舗等	埼玉県、千葉県	建物及び構築物	430
		工具、器具及び備品	105
		土地	201
		その他	2
		合計	739

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失739百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については路線価、建物については固定資産税評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト2.9%で割り引いた額を適用しております。

#### 4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	40,013,722	—	—	40,013,722

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,174,975	195	13,336	1,161,834

(注) 1 当連結会計年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式755,703株が含まれております。

2 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式742,367株が含まれております。

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取 195株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行による売却 3,700株

株式会社日本カストディ銀行による交付 9,636株

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,732	43.75	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	1,583	40.00	2022年9月30日	2022年12月6日

- (注) 1 2022年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金33百万円が含まれております。
- 2 2022年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金29百万円が含まれております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,781	45.00	2023年3月31日	2023年6月28日

- (注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金33百万円が含まれております。

## 5 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資の運用については安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入、社債発行又はリース取引により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、回収までの期間は短期であります。差入保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券は主に商品券及び自社電子マネー発行に係る担保に供しているものであります。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状態を把握しております。

買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は短期的な運転資金の調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。短期借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達することにより、対応することとしております。

また、買掛金、借入金、社債、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)をご参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、及び買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	454	454	-
② 差入保証金	22,475	21,455	△1,020
③ 社債	(15,017)	(17,351)	(2,333)
④ 長期借入金	(72,766)	(72,287)	(△479)

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	353	—	—	353
国債	100	—	—	100
資産計	454	—	—	454

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	21,455	—	21,455
資産計	—	21,455	—	21,455
社債	—	17,351	—	17,351
長期借入金	—	72,287	—	72,287
負債計	—	89,638	—	89,638

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社が発行する社債の時価は、取引先金融機関が提示する価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品の販売（売上高）	541,824
その他（営業収入）	16,143
合計	557,968

(注) 連結計算書類上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において6,518百万円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

その他（営業収入）は、主に仕入先に代わり商品供給を行うことによる配送代行収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	2,576
期末残高	3,169

連結計算書類上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイント及び発行した商品券、電子マネーのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、2,249百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2023年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は575百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

自社発行電子マネーに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は531百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、電子マネーが使用されるにつれて今後1年から5年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 7 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,644円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	407円99銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

## 8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

- 
- (注) 本連結計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

## ▶ 計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>70,235</b>	<b>流動負債</b>	<b>59,724</b>
現金及び預金	41,068	買掛金	29,941
売掛金	8,608	1年内返済予定の長期借入金	3,687
商品及び製品	8,689	リース債務	328
原材料及び貯蔵品	353	未払金	1,993
前払費用	1,232	未払費用	9,653
未収入金	5,380	未払法人税等	4,397
預け金	3,218	預り金	1,116
その他	1,684	前受収益	418
		賞与引当金	2,852
<b>固定資産</b>	<b>231,401</b>	ポイント引当金	71
<b>有形固定資産</b>	<b>153,720</b>	その他	5,264
建物	69,789	<b>固定負債</b>	<b>106,896</b>
構築物	5,525	社債	15,017
車両運搬具	5	長期借入金	68,244
工具、器具及び備品	17,292	リース債務	5,114
土地	53,622	再評価に係る繰延税金負債	34
リース資産	3,024	退職給付引当金	4,159
建設仮勘定	4,459	株式給付引当金	2,885
<b>無形固定資産</b>	<b>6,047</b>	役員株式給付引当金	189
借地権	1,671	資産除去債務	5,646
ソフトウェア	4,189	長期前受収益	68
リース資産	27	その他	5,535
その他	159	<b>負債合計</b>	<b>166,621</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>71,633</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	454	<b>株主資本</b>	<b>137,778</b>
関係会社株式	17,234	<b>資本金</b>	<b>4,199</b>
出資金	0	<b>資本剰余金</b>	<b>7,160</b>
長期貸付金	19,906	資本準備金	3,606
長期前払費用	1,516	その他資本剰余金	3,553
繰延税金資産	7,884	<b>利益剰余金</b>	<b>131,235</b>
差入保証金	21,274	利益準備金	432
その他	3,623	その他利益剰余金	130,803
貸倒引当金	△263	別途積立金	115,930
<b>繰延資産</b>	<b>11</b>	繰越利益剰余金	14,873
社債発行費	11	<b>自己株式</b>	<b>△4,817</b>
<b>資産合計</b>	<b>301,647</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△2,751</b>
		その他有価証券評価差額金	187
		土地再評価差額金	△2,939
		<b>純資産合計</b>	<b>135,026</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>301,647</b>

# 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		466,035
売上原価		339,434
<b>売上総利益</b>		<b>126,601</b>
営業収入		
物流センター収入	14,293	
不動産賃貸収入	5,751	
その他の営業収入	1,810	21,856
<b>営業総利益</b>		<b>148,457</b>
販売費及び一般管理費		125,619
<b>営業利益</b>		<b>22,837</b>
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	524	
補助金収入	14	
その他	20	559
営業外費用		
支払利息	945	
その他	35	981
<b>経常利益</b>		<b>22,415</b>
特別利益		
固定資産売却益	15	
賃貸借契約違約金収入	15	30
特別損失		
固定資産売却損	227	
固定資産除却損	83	
減損損失	739	
関係会社貸倒引当金繰入額	263	
その他	23	1,336
<b>税引前当期純利益</b>		<b>21,110</b>
法人税、住民税及び事業税	7,144	
法人税等調整額	△325	6,818
<b>当期純利益</b>		<b>14,291</b>

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,199	3,606	3,553	7,160	432	105,680	14,148	120,260
当期変動額								
剰余金の配当							△3,316	△3,316
当期純利益							14,291	14,291
別途積立金の積立						10,250	△10,250	－
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	10,250	725	10,975
当期末残高	4,199	3,606	3,553	7,160	432	115,930	14,873	131,235

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△4,888	126,732	168	△2,939	△2,770	123,961
当期変動額						
剰余金の配当		△3,316				△3,316
当期純利益		14,291				14,291
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	71	71				71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			18		18	18
当期変動額合計	70	11,045	18	－	18	11,064
当期末残高	△4,817	137,778	187	△2,939	△2,751	135,026

## 〔個別注記表〕

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 (生鮮食品及び物流センター在庫)

最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) によっております。

商品 (生鮮食品及び物流センター在庫を除く)

売価還元法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物 (建物附属設備を除く) については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、車両運搬具及び工具、器具及び備品が5年～10年であります。

無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年～10年) に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

##### ポイント引当金

ヤオコーカード会員に対し、商品の販売以外の理由により付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

##### 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

##### ② 自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカード会員に対し、商品の販売に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

④ 自社発行電子マネーに係る収益認識

当社は、ヤオコー P a y（自社電子決済サービス）に係る電子マネーの残高を履行義務として識別し、電子マネーが使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時に収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、償還期間（5年間）にわたり定額法により償却しております。

(7) 会計上の見積り

固定資産の減損

① 当事業年度計上額

有形固定資産等 159,767百万円

② 会計上の見積りの内容に関する情報

「〔連結注記表〕 1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計上の見積り」に記載した内容と同一であります。

## 2 貸借対照表に関する注記

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額   | 80,785百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権   |           |
| 短期金銭債権   | 1,445百万円  |
| 長期金銭債権   | 18,976百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債務   |           |
| 短期金銭債務   | 418百万円    |
| (4) 担保提供資産   |           |
| 担保資産の内容及びその金額  |           |
| 投資有価証券   | 100百万円    |
| 差入保証金  | 250百万円    |
| 担保に係る債務の金額   |           |
| 流動負債その他（商品券・自社電子マネー）   | 1,107百万円  |
| (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 |           |
| 再評価の方法   |           |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。  |           |
| 再評価を行った年月日   |           |
| 2002年3月31日   |           |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額   |           |
| 1,819百万円   |           |

## 3 損益計算書に関する注記

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高の総額         |          |
| 関係会社との営業取引による取引高の総額      | 4,213百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額 | 2,696百万円 |

## (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類及び減損金額	(百万円)
店舗等	埼玉県、千葉県	建物	400
		構築物	29
		工具、器具及び備品	105
		土地	201
		その他	2
		合計	739

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失739百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については路線価、建物については固定資産税評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト2.9%で割り引いた額を適用しております。

## 4 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,174,975	195	13,336	1,161,834

(注) 1 当事業年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式755,703株が含まれております。

2 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式742,367株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取 195株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行による売却 3,700株

株式会社日本カストディ銀行による交付 9,636株

## 5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

減価償却超過額及び減損損失	2,792百万円
資産除去債務	1,719百万円
退職給付引当金	1,266百万円
株式給付引当金	878百万円
賞与引当金	869百万円
契約負債	627百万円
長期未払金	393百万円
未払事業税等	276百万円
未払社会保険料	138百万円
一括償却資産	93百万円
その他	809百万円
繰延税金資産小計	9,866百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△861百万円
評価性引当額小計	△861百万円
繰延税金資産合計	9,004百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に係る除去費用	△872百万円
前払年金費用	△103百万円
その他	△144百万円
繰延税金負債合計	△1,120百万円
繰延税金資産の純額	7,884百万円

## 6 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	331	331	—	—

(2) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料 28 百万円

リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円

減価償却費相当額 21 百万円

支払利息相当額 0 百万円

(3) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 7 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社エイヴイ	所有直接100%	役員の兼任 資金貸付 不動産の賃借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)1	1,500 6,222 40	長期貸付金	9,638
				土地の賃借 (注)2	25	差入保証金	12
子会社	株式会社 フーコット	所有直接100%	役員の兼任 資金貸付 不動産の賃借 不動産の売却	資金の貸付 利息の受取 (注)1	2,750 27	長期貸付金 (注)3	9,323
				建物の賃借 (注)2	8	差入保証金	1
				土地の売却 (注)2	2,284	-	-
子会社	株式会社ヤオコー ビジネスサービス	所有直接100%	役員の兼任 業務委託	各種店舗関 連業務委託 (注)2	851	未払費用	61
子会社	株式会社小川貿易	所有直接100%	役員の兼任 資金貸付 商品仕入	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)1	1,410 910 1	短期貸付金	1,410
				商品の仕入 (注)2	3,093	買掛金	351
関連会社	株式会社せんだう	所有直接43.18%	役員の兼任 商品販売	商品の販売 (注)2	34	売掛金	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 土地及び建物の賃借、土地の売却、業務委託、商品の仕入及び販売については、当社と関連を有しない他の事業者との間の取引条件と同様に決定しております。

3 当該貸付に対して、当事業年度末において貸倒引当金263百万円、当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額263百万円を計上しております。

## 8 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結注記表〕 6 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,475円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	367円89銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

## 10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 本計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 ヤオコー  
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 村 田 征 仁  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 仁 士  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤオコーの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤオコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 ヤオコー  
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 村田 征 仁  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 吉村 仁 士  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤオコーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

### 株式会社ヤオコー監査役会

常勤監査役	若林孝雄	Ⓔ
社外監査役	佐藤幸夫	Ⓔ
社外監査役	橋本勝弘	Ⓔ
社外監査役	五十嵐毅	Ⓔ

以上

# 会場ご案内図



開催日時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時開会（受付開始 午前9時）

開催場所

ヤオコーサポートセンター（本社）

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

電話 049-246-7000

交通のご案内

J R川越線 東武東上線 「川越駅」 徒歩約7分

## 新型コロナウイルスへの対応について

- ・ご来場につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況や、ご自身の健康状態をご考慮の上、ご検討ください。なお、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方は、インターネット又は郵送による議決権行使も含めて、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・体調不良と見受けられる株主の方には、ご入場をお断り、またはご退場をお願いする場合がございます。
- ・株主総会にご来場の株主様への **お土産は廃止** させていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ヤオコー

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

<https://www.yaoko-net.com/>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

